

金融制度の発展と貨幣の受領性

守山 昭 男

(受付 2008 年 5 月 8 日)

I) は じ め に

私達は毎日お金（カネ）を用いながら生活している。働いてお金を稼ぎ、それを日々支出して生活物資を購入し、または将来に備えてお金を貯める。現代社会においては貨幣なしでは暮らしていけないということは誰でも理解している。しかしながら、‘貨幣とは何か？’という問には誰でも簡単に答えられないというのも事実である。貨幣の歴史は大変古い。紀元前5世紀のリディアで用いられていたコイン（鑄貨）が発見されているが、コインの利用はそれよりさらに古い時代に始まったと考えられている¹⁾。中国でも紀元前3世紀頃には銅や真鍮からなるコインが鑄造されていたという。そして古代ギリシャの哲学者、アリストテレス（紀元前384－322年）の著書の中にすでに貨幣に関するかなり詳しい叙述が見られる²⁾。

アダム・スミスをはじめリカード、マルクス、ケインズなど名立たる経済学者は貨幣概念と取り組んできているが、貨幣問題が大きく取り上げられたのは概して経済が不安定な時期である。たとえば、イギリスにおける18世紀末から19世紀初期のナポレオン戦争時のイングランド銀行の兌換停止期におけるインフレーションをめぐる地金論争、1830年代後半以降の銀行券の発行原理をめぐる通貨論争、第一次世界大戦後の金本位制復帰論争などである。ケインズの『一般理論』は1930年代の大不況に触発された書物である。また第2次大戦後のアメリカ経済は繁栄を謳歌したが、1960年代から1970年代にかけてインフレ下の失業率の上昇というスタグフレーションに見舞われ、スタグフレーションの克服という現実的課題をめぐってマネタリスト対ケインジアン論争がおこった。ヒックスのいうように、「貨幣に関する優れた著作の主要部分は時局的であり」、貨幣理論のいくつかは金融上の混乱から生まれているといえよう³⁾。

自給自足経済と違って私達の暮らす社会は分業を基礎とする商品経済社会である。自己消費を目的に生産するのではなく、初めから販売目的のための商品を生産している。そのようにして生産された商品は市場において売買される。すなわち市場においては、物々交換のよ

1) Grierson (1977) pp. 7-8.

2) アリストテレス『政治学・経済学』（1969）および『ニコマコス倫理学』（1973）。

3) Hicks (1967) p. 156（『貨幣理論』212頁）。

うに財貨と財貨の直接交換ではなく、商品と貨幣の交換（売り）と貨幣と商品の交換（買い）とに分裂する間接交換がおこなわれる。かくして現代の商品経済社会は市場経済とも貨幣経済とも称される。市場において売買を媒介するのが貨幣である。古代社会において呪術的役割を演じた‘貨幣’も存在していたといわれるので貨幣の定義が問題となるが、ここでは市場経済において経済的機能をはたす貨幣を取り上げる。

19世紀後半以降、Walkerの「貨幣とは貨幣がおこなうことである」⁴⁾という言説にしたがって、ほとんどの教科書は貨幣を機能によって定義している。貨幣の具体的な機能として、一般的に1) 交換手段、2) 価値尺度、3) 価値の貯蔵の3つの機能が挙げられる。19世紀の教科書ではこれらの3機能に加えて繰延支払いの標準 (standard of deferred payments) も列挙されていたが⁵⁾、現在ではほとんどの教科書が3機能のみを挙げている。

しかしながら実際には、貨幣とは何か、あるいはどの機能が3機能のうちもっとも重要かに関して、経済学者の見解は一致していない。ある人は交換手段を貨幣の基本的な機能と考え、ある人は価値尺度機能を重視し、またある人は価値貯蔵機能を第一の機能と考えている。こうした混乱の源の一つは、貨幣を信用制度の発展段階を考慮せずに特定段階の貨幣でもって超歴史的に捉えようとするからである。Foleyがいうように、貨幣による価値の測定と移転は商品生産社会における普遍的特性であるが、貨幣の形態は貨幣制度や信用制度の発展に伴って進化している⁶⁾。したがって金融制度の発展段階や経済の構造変化とは無関係に貨幣を論ずることは正しくない⁷⁾。現在では多くの国において不換の銀行券が流通している。こうした現代の貨幣をみて、それ自体に価値のない紙券が貨幣として受領されるのは第三者が受領してくれるからであり、その第三者が受領するのは他の第三者が受領してくれるからであると考え、貨幣は一般的に受領されるからこそ受領されるのだと、循環論法によって貨幣の一般的受領性を説いている⁸⁾。そこでたとえば、「金が貨幣として受け取られるのは、部分的には金自体の値打にもよるが、同時に他人もまたそれを貨幣として受け取るという事実に基づいている」⁹⁾として、金貨幣の通用力を一般的受領性からも説明しようとする主張がなされる。

貨幣の形態は信用制度の発展に応じて進化してきている。現代では不換銀行券が代表的な

-
- 4) Schumpeter (1954) p. 1086 (『経済分析の歴史6』2286頁) に引用されている Walker の表現。
 - 5) Schumpeter (1954) p. 297 (『経済分析の歴史2』622頁)。
 - 6) Foley (1996) p. 249.
 - 7) ヒックスはいう。「貨幣理論はたいていの経済理論に比べて抽象度が低い。貨幣理論は現実とのある程度の関連を避けることができないが、他の経済理論にはこのような関係は時には存在しないことがある。貨幣理論は金融史の部類に入るが、同じような意味では経済理論は必ずしも経済史の部類に入らない。……」(Hicks [1967] p. 156 [『貨幣理論』212頁])
 - 8) たとえば、「貨幣が貨幣として流通しているのは、それが貨幣として流通しているからでしかない。」(岩井克人 [1993] 7頁) が一例である。
 - 9) 館龍一郎・浜田宏一 (1972年) 73頁。

通貨であるが、もっとも古い貨幣形態は商品（金属）貨幣であることはほぼ認められている。貨幣の形態は大別すると、商品貨幣、信用貨幣、および法定不換貨幣（fiat money）の3種類に分けられる¹⁰⁾。商品貨幣は貴金属のようにそれ自体に価値があり生産や消費のためにも利用されうるモノからなる貨幣である。しかし現在では商品貨幣が流通している国はなく、多くの国では預金銀行によって発行される預金通貨と中央銀行によって発行される不換銀行券、および小額取引や釣り銭のための補助通貨が流通している。

政府紙幣や藩札のように内在価値がないが強制通用力によって流通する貨幣が法定不換貨幣の典型であるが¹¹⁾、中央銀行と預金銀行からなる現代の金融制度の下では中央銀行が発行する不換銀行券が法定不換貨幣になる。もともと銀行券は銀行が発行する一覽払債務の信用貨幣である。金本位制の下では中央銀行の発行する銀行券は金との交換が約束されている本来の信用貨幣であった。しかし金本位制を離脱していわゆる管理通貨制度に移行してからは、銀行券と金との交換が停止されたので、もはや中央銀行は自己の債務を弁済する必要がなくなっている。金本位制の下では商品貨幣と並んで銀行によって発行される信用貨幣（兌換銀行券と預金通貨）が流通し、債権債務の最終的決済には金属貨幣の譲渡を必要したが、現代の管理通貨制度下では不換銀行券による支払が最終的な決済となる¹²⁾。

中央発券銀行と預金銀行からなる現代の銀行制度の下では、信用貨幣の主要な形態は銀行券から預金通貨に移行し、預金銀行は要求払預金でもって企業に信用を供与し、中央銀行は当座預金でもって銀行に信用を与える。そして銀行券は中央銀行ならびに預金銀行の債務の最終的支払手段として銀行窓口から払い出される。現代の信用制度の下で預金銀行の要求払預金、中央銀行の当座預金、および銀行券からなる貨幣の階層構造ができあがり、銀行券がそのピラミッドの最上位に位置している¹³⁾。こうした現代における貨幣の階層構造は金融制度の発展との関連を抜きにしては理解できない。そこで以下では金融制度の発展と貨幣形態の進化を考察する。ただし金融制度の発展段階は実際の歴史的発展段階を示したのではなく、概念的かつ図式的な発展段階を意味している¹⁴⁾。

10) Laidler (1987) p. 20.

11) 日本では1882(明治15)年に中央銀行として日本銀行が設立されるまでは、明治政府は政府の運営資金、戦費調達等のために「太政官札」等各種の政府紙幣を発行していた。

12) 日本銀行券には『日本銀行法』第46条2項（「日本銀行が発行する日本銀行券は、法貨として無制限に通用する」）によって強制通用力が付与されており、それを相手に引き渡した時点で当事者間の決済が最終的に完了するので支払完了性（finality）がある。

13) 現代経済における信用貨幣の階層構造を指摘している文献に、川合（1980）、Minsky（1986）、Foley（1989）、Wray（1998）、Mehrling（2000）およびBell（2001）等がある。

14) Chick（1986）とNiggle（1990）はそれぞれイギリスとアメリカにおける銀行業と貨幣の歴史的発展段階を提示している。イギリスとアメリカおよび日本における発展段階は当然ながら同じではない。本論ではイギリスにおける銀行制度の発展段階を基に、わが国における信用制度の発展を考慮にいれた概念的な発展段階である。

II) 信用が未発達で商品貨幣のみが流通する段階

商品生産の初期段階でまだ信用取引がおこなわれておらず金属貨幣のみが流通している段階である。金属貨幣も当初は秤量貨幣であったが、やがて鑄貨（コイン）の形態をとるようになる。秤量貨幣の品位や量を測定することは容易ではないので、秤量貨幣による交換は貨幣交換というよりは物々交換のようなもので、稀にしかおこなわれなかったと考えられている。そこで一定の品位と重量の金属からなるコインを鑄造することで、取引毎に金属の品位と量を測る煩わしさから解放された。こうした造幣業務は主に国によっておこなわれ、金属貨幣の質と量を保証することで鑄貨の利用を促進させた。この段階では貨幣量は国内の金生産や海外からの流入によって決定され、貨幣の供給は外生的に決められる。

III) 銀行が誕生し商品貨幣と銀行券が流通する段階

資本主義的生産が拡大して分業がすすみ企業間取引が一般的になると、企業間において信用取引がおこなわれるようになる。いま企業部門が生産部門と流通部門に分かれ、さらに生産部門が原材料部門、加工部門、最終財生産部門が独立した企業によって営業されると仮定する。そうすると商品は川上の原材料部門から加工部門、最終財生産部門を経て川下の流通部門に向かって流れる。最終生産財である一部は川上の各生産部門に向かうが、残りの最終消費財は家計部門に販売される。その結果、商品の流れと反対に、商品の売上代金が消費者から流通部門に入り、そこから川上の原材料部門に向かってさかのぼってゆく。

こうして、最終消費財の流通部門は別にして企業は相互に商品を売ったり買ったりする立場に立って、商品の流れと貨幣の流れが繰り返される。そこで流通部門は消費者に販売する商品を後払いで購入し、その商品の売上代金でもって返済できるならば、商品の仕入代金を節約できることになる。こうした企業間における掛売り掛買いが企業間信用である。最終消費財生産者が後払いで流通部門に商品を販売すると貨幣入手がそれだけ遅れるが、信用売りによって販売量を拡大する可能性があること、さらに重要なのは最終消費財生産者自身も加工部門から掛買いができるならば問題がなくなるということである。生産部門の企業は消費財関連取引と生産財関連取引において売り手となり買い手となるので、加工部門も掛け売りに応じることになる。こうして企業間では信用取引が一般的となり、生産継続のための追加運転資本が節約される。

企業間の掛売り掛買いに際しては債務証書の手形が振出される。先の例では、たとえば流通業者は3ヶ月後払いの約束で商品を購入し手形を最終消費財生産者に手渡す。つぎに最終

消費財生産者が生産を継続するためその手形に裏書きして加工部門の生産者から商品を購入できて、生産を継続するためにはさらに労働者に支払うための賃金資金が必要となる。そこで最終消費財生産者は「銀行」に赴いて手形を割引いてもらう。銀行は手形に代えて自己宛一覽払い手形を発行する¹⁵⁾。銀行が発行する一覽払い手形が銀行券である。要求次第で金属貨幣の支払を約束する兌換銀行券である。一覽払債務の銀行券は企業によって受領され、企業間の取引において金属貨幣に代わって流通しながら、企業による労働者への賃金支払のために徐々に兌換されて貨幣が銀行の窓口から引き出される。銀行券が企業によって受け取られるのは、手形の割引によって企業間の債権債務関係が銀行を介在する債権債務関係に編成されて、それぞれの企業には銀行との債権債務関係ができること、および一覽払い債務なので必要な時に従業員の賃金支払のための現金が入手できるからである。かくして、企業間取引がおこなわれる商業流通においては銀行券が流通し、流通部門と家計部門間の取引がおこなわれる一般的流通においては窓口から引き出された金属貨幣が流通するという通貨構造をとる¹⁶⁾。

IV) 中央銀行と預金銀行に分化し預金通貨と銀行券が流通する段階

かくして銀行は自己宛一覽払い債務の銀行券を発行して企業の信用需要を満たすが、やがて銀行は発券業務から撤退して預金銀行に転換することになる。たとえばイギリスにおけるイングランド銀行への発券集中の過程は法律によって促進されたように見えるが、実際にはその他の銀行が強制されずとも徐々に発券業務から撤退し、業務の比重を預金業務に移してゆく過程でもあった。一覽払い債務である銀行券による貸付は、すくなくとも兌換請求を受けるまでは債務の貸付でもって利子を獲得できるのであるから、発券業務は銀行にとって大事な収益源である。にもかかわらず、銀行が発券をやめて預金銀行に転換したのは、銀行にとっては銀行券による貸付も要求払預金による貸付も、どちらも一覽払い債務による貸付という点では同じであるからである。

銀行が一覽払い債務の銀行券を発行して企業に信用を供与し、企業が企業間における取引を銀行券で決済するようになると、銀行券保有を通じて企業と銀行の債権債務関係はますます密接になる。こうした関係が恒常的かつ緊密になると、やがて企業はさしあたり必要のない銀行券を自分で保有せずに銀行に預ける関係が生まれてくる。発券銀行にとって、銀行券

15) たとえば、Withers (1909) は、17世紀のイギリスで金匠は当初貴金属の預り書として金匠ノート (goldsmith's note) を発行していたが、やがて借り入れにきた人にノートを手渡すことが画期となり、近代的銀行が始まったと述べている (p. 24)。

16) 商業流通と一般的流通との区分に関しては、川合一郎 (1982)、第3章を参照。

がただちに窓口に戻ってきて兌換されると債務による貸付のメリットを失うことになるが、銀行券が兌換されずに銀行に預けられるのであれば債務の貸付によるメリットは消失されない。銀行は預金として受け入れることになる。かくして企業による銀行における一覽払いの要求払預金（当座預金）が誕生する。企業と銀行の関係が銀行券保有を介した債権債務関係から要求払預金を介した債権債務関係に変わる。こうして発券銀行から預金銀行への転換が生ずる。発券銀行の場合には銀行券でもって手形を割引いて信用を供与したが、預金銀行になると銀行は要求払預金でもって信用を供与する¹⁷⁾。銀行にとっては要求払預金も銀行券と同じく一覽払い債務なので、要求払預金による貸付は一覽払い債務の貸付であって、銀行券による貸付と何らかわるところがない。イングランド銀行への発券集中が他の銀行からの強い抵抗もなく進んだのもこうした理由からであろう。

こうして銀行が発券をやめて預金銀行へ転換すると、各企業はかならずどこかの銀行と取引関係をむすんで要求払預金口座を保有することが一般的となる。各企業が銀行に一覽払いの要求払預金を保有するようになると、賃金支払のための金属貨幣は預金を引き出して入手し、企業間取引の支払は銀行券に代わって預金の振替によっておこなわれる。そして預金の振替には小切手や手形が用いられる。この段階では企業間の商業流通においては銀行券流通に代わって要求払預金が流通し、家計部門と企業間の一般的流通では金属貨幣と銀行券が流通する。

銀行による信用供与が要求払預金の貸方記入によっておこなわれ、企業間取引の支払が要求払預金の振替によっておこなわれるようになると、企業は取引先から受取った小切手や手形をそれぞれの取引銀行に持ち込む。取引先から受入れた小切手と手形の振出人が自行の取引先企業であれば、銀行は自行内での預金の振替でもって清算する。まったく現金が引出されることなく企業間の取引が決済される。そこでそれぞれの銀行はまず支店網を拡張することによって、貸出によって創造した預金の他銀行への流出を回避しようと努力する。

しかし貸出先企業の取引相手企業をすべて顧客として取り込むことは不可能であるから、必然的に自行宛の手形と小切手の一部は他行へ流出する。反対に必ず他行払いの手形と小切手が取引企業によって持ち込まれる。こうして新たに銀行間における債権債務関係が発生する。こうした銀行間における債権債務関係を清算するために銀行は共同で手形交換所を設立する。毎朝、手形交換所の加盟銀行は他行払いの手形と小切手を持って手形交換所に集まってお互いの債権債務を清算する。当初は相対で交換していたが、やがていわゆる「多角的一括交換」でもって手形と小切手を交換する¹⁸⁾。

17) 発券による信用供与に比べて預金による信用供与は、その独自性が理解されるのに大いに時間がかかった。20世紀の初めにはまだ学会誌に小切手振出可能な要求払預金はマネーか否かをめぐる論文が掲載されていて、60年代から70年代におけるマネタリズムをめぐる論争で決着がついたという。(Smithin [2000] p. 5)。

18) 手形交換の歴史と機能については、さしあたり守山昭男（1994年）、第3章を参照。

手形交換所加盟銀行全体では債権債務はプラス・マイナスゼロのゼロサムであるが、個々の銀行は日によって持ち帰り手形より持ち出し手形が多くて交換勝ちになったり、その逆に交換負けになったりする。こうした個々の銀行の勝ち負けの交換尻は清算されなければならない。ところで手形交換所での多角的一括交換では、相対交換と違って交換勝ち負けの相手、すなわち請求先銀行や支払先銀行が特定できない。交換尻の支払先または受取り先は手形交換所ということになる。そこで手形交換所における交換尻決済のための決済銀行が必要になる。加盟銀行はこの決済銀行にそれぞれの預金口座を開設し、その預金口座の振替でもって交換尻を清算する。こうして交換尻決済のために選ばれた銀行が銀行の銀行になる。

毎日集合して手形を交換するため手形交換所が各地に生まれる¹⁹⁾。それぞれの手形交換所に加盟する銀行は一定範囲の経済地域の銀行に限られる。ところが企業間の取引が量的のみならず空間的に拡大してゆくと、それまでの手形交換所の経済領域を超える取引がおこなわれる。そうすると銀行には同一の手形交換所に加盟していない銀行宛の手形や小切手が持ち込まれる。これらの手形や小切手は加盟している手形交換所には持ち出せず、支払銀行に直接取り立てなければならない。こうして隔地間の銀行間で新たな債権債務関係が発生する。こうした隔地間の銀行間における債権債務の清算のための制度が内国為替制度である。二銀行間の相対交換では差額の清算に現金が必要になる。手形交換と同様に隔地間の銀行間における債権債務を相殺し差額を預金口座の振替でもって決済するための制度が創設される。内国為替制度における債権債務の清算のための決済銀行がやはり必要となる。広範囲な支店網をもつ大銀行が候補者となるが、最終的には発券銀行が手形交換尻決済および内国為替の為替尻決済のための決済銀行として選ばれる。かくして発券銀行は銀行の銀行として、預金銀行のために当座預金を開設して銀行間の債権債務の決済銀行として機能することになる。中央発券銀行が銀行の銀行として多数の預金銀行の上位に位置づけられる銀行制度ができあがる。

こうした銀行制度ができあがると銀行間における債権債務の決済は中央銀行における当座預金（わが国では日銀当預と呼ばれている）の振替でもっておこなわれる。預金銀行における要求払預金と同じく、この当座預金は中央銀行の一覧払い債務である。中央銀行の一覧払い債務が銀行券と当座預金とに二重化する。中央銀行は一方で発券銀行として発券債務を負いつつ、他方で銀行の銀行として当座預金債務を負っている²⁰⁾。この段階では中央銀行当座

19) わが国には平成18年3月末現在、法務大臣指定の手形交換所が140か所、その他同一地域の金融機関によって構成される規模の小さい私設手形交換所が209か所ある。（全国銀行協会『平成17年版・決済統計年報』）

20) こうした段階はたとえばイギリスにおける1833年の銀行条例によってイングランド銀行券が法貨規定を与えられた段階から、1844年のピール条例によってイングランド銀行が改組される段階に対応する。ピール条例によってイングランド銀行への発券集中が進められ通貨主義による金属準備発行制度が確立されたが、イングランド銀行は改組され、発行部と銀行部に分けられて発券業務と銀行業務が分離された。

預金の最終的支払手段は銀行券のそれと同じく金貨幣である。

ほとんどの発券銀行が預金銀行に転換する過程で、当初は商業流通においては一覽払い債務としての銀行券と要求払預金が併存していたが、やがて要求払預金の流通が支配的になったように、預金銀行間の債権債務の決済のための金融流通においても銀行券に代わってもっぱら中央銀行当座預金が流通するようになる²¹⁾。こうして銀行券の流通は商業流通と金融流通から姿を消していった。こうした過程で銀行券が法貨として規定され、また券面の小額化もはかられて、銀行券の流通部面が一般的流通に移ってゆく。商業流通と金融流通から姿を消した銀行券は新たに一般的流通において金属貨幣に代わって流通するようになる。その結果、金属貨幣は貨幣として流通するよりは兌換準備として中央銀行の金庫で滞留するようになる。

こうして中央発券銀行とその他預金銀行とに銀行が分化して、中央銀行を頂点とする銀行制度が確立すると、家計と企業間の一般的流通と企業間の商業流通に新たに預金銀行間の債権債務の決済のための金融流通が加わり、流通が一般的流通、商業流通、金融流通の3層構造となる。そしてそれぞれの流通において銀行券、預金通貨、中央銀行当座預金が流通する通貨の階層構造ができる。金貨幣はこれらの階層的な貨幣流通を支える最終的準備として中央銀行の金庫で待機することになる。

V) 管理通貨制度下で不換銀行券が流通する段階

銀行券に法貨規定が与えられ券面も小額化すると、銀行券は企業と家計部門の一般的流通でもっぱら流通するようになり、企業間取引の商業流通においては預金通貨が流通するので、国内的にはもはや金属貨幣は流通しなくなる。したがって金属貨幣は銀行券の兌換準備としての性格を薄め、むしろ貿易決済や対外的な決済手段のための外貨準備とし中央銀行の金庫に保管されることになる。こうして国内的には兌換条項はあっても事実上は兌換の意義が薄れてゆが、対外的には金本位制によって銀行券と金属貨幣との交換は維持されていた。しかし第一次世界大戦の勃発と世界恐慌の影響で世界的に金本位制が崩壊し、各国で法的に兌換が停止されて銀行券は不換となった。わが国では明治30年(1897年)3月に貨幣法が公布され、それまでの事実上の銀本位制にかわって金本位制が確立された。それにともなって日本銀行は兌換銀行券を発行したが、第一次世界大戦の勃発とともに1917年に金兌換が停止され、大戦後ようやく1930年に兌換が再開されたが、旧平価での金本位制復帰によるデフレと世界

21) ここでの金融流通とは中央銀行の当座預金でもって決済される銀行間における債権債務の決済取引をさしており、財・サービスの取引される流通と金融商品の取引される流通を区別した、ケインズのいわゆる「産業流通」と「金融流通」の用語法とは異なっている。

恐慌の荒波の中、翌1931年に再び兌換を停止し金本位制から離脱し、日本銀行券の金兌換は停止され不換銀行券となった。

この段階では兌換銀行券が流通している金本位制下と変わらず、不換の中央銀行券が一般の流通において現金として専一的に流通し、商業流通では預金通貨が、銀行間における金融流通では中央銀行当座預金が流通する。大きな相違はかつての金属貨幣に代わり、銀行券が債権債務の決済を終了させる最終的な決済手段になるということである。預金銀行の当座預金と中央銀行当座預金の最終的な支払手段はもはや金貨幣ではなく銀行券である。もともと銀行券は中央銀行当座預金とおなじ中央銀行の一覧払い債務であったが、不換となり法定貨幣と規定され一般的流通において金貨幣に代わって流通するようになると、銀行券は中央銀行当座預金の支払手段として中央銀行の窓口から払い出される。その意味で中央銀行当座預金こそが中央銀行の信用貨幣ということになる²²⁾。

家計と企業間における一般的流通では中央銀行券が現金として流通し、企業間の商業流通では中央銀行券による支払を約束している預金銀行の一覧払債務の預金が通貨として流通し、銀行間における債権債務の決済のためには中央銀行の一覧払い債務である中央銀行当座預金が流通するとういう、現代の信用制度における通貨の階層構造ができあがる。中央銀行の当座預金は中央銀行が銀行券でもって支払を約束する一覧払債務であり、中央銀行券は預金銀行の預金通貨のみならず中央銀行自身の一覧払債務である当座預金の最終的な支払手段となる。

VI) 給与振込制度の導入と電子マネーの流通

これまでの叙述では銀行の取引先はもっぱら企業であったが、新たに家計部門が銀行と取引して預金口座を開設するようになる。かつてわが国において一部の資産家計や自営業者が銀行と取引していたが、大多数の家計にとって銀行は近寄りがたい存在であり、預貯金は近所の郵便局に郵便貯金として預けられるのが一般的であった。また銀行にとっても、家計部門の経常的な給与の受払のために預金口座を開設しても、個々の家計の給与は企業の運転資金に比べて小額であり、月給制なので回転期間も1カ月と短くコストパフォーマンスは悪い。したがって銀行はもっぱら企業を取引先として経営をおこなっていた。

ところがコンピュータリゼーションが進み情報技術が発展することで、銀行は家計部門も取

22) 中央銀行の貸借対照表上では銀行券と預金債務はいずれも貸方に記載されている。管理通貨制度下の現代の中央銀行信用を論じる際に、銀行券を取り上げても中央銀行当座預金を明示的に論ずる文献は少ないように思う。その少ない文献として、川合一郎(1980)、Minsky(1986)、Gnos and Rochon(2004)が挙げられる。

引先に取り込むことが可能になった。わが国では1960年代半ばから銀行は本格的に金融の機械化を押し進めた。第一次オンライン・システムの預金業務のオンライン化から始めて、同一銀行間の本支店間における為替業務のオンライン化へと進んだ。大量の事務を正確かつ即座に処理でき、同一銀行であればいずれの支店でも預金の出し入れが可能となり、窓口事務の効率化・省力化が進んだので銀行は積極的に家計部門と取引するようになった。

第一次オンライン・システムの導入と軌を一にして1969年に給与振込制度が始まっている。顧客の預金口座に自動的に給与が振り込まれる給与振込制度の導入以来、自動振込が急速に増加し現在では給与の他に年金・給付金、株式配当金、および公社債利金などの振込もおこなわれている。それに応じて電話料金、水道、電気、および放送受信料などの公共料金を口座振替によって決済する自動支払が拡大し、現在では税金、各種保険料、クレジット料金等の支払も口座振替で支払われている。

1969年末の CD 機の設置を皮切りに CD オンライン化が進み、店舗内のみならず店舗外での CD および ATM の設置によって窓口業務の一層の省力化がはかられるとともに、利用客のアクセスが拡充されて顧客利便性が向上した。こうしてほぼすべての家計部門が銀行に預金口座を保有し、公共料金を始め消費支出の一部が口座振替でもって決済されると、銀行にとって預金債務に備える支払準備が以前に比べて少なくとも十分なことが明らかになる。こうして銀行は給与振込制を導入することで追加的な貸付資金を創りだすことができる²³⁾。

銀行はすべての企業を顧客として取り込むことで、企業間における取引をすべて預金の振替でもって決済させることが可能になったが、まだ家計部門と企業間の取引をすべて預金の振替でもって決済させるには至っていない。わが国では企業間取引における小切手に対応すべく一般的流通におけるパーソナルチェックの導入を図ったが失敗している。また同じく現金支払に代わる口座振替による決済をめざすデビットカードの普及も進んでいない。それに対していわゆる電子マネーが普及している。電子マネーは大きく、ストアバリュウ (stored-value) 型とアクセス (access) 型の二タイプに分けられている²⁴⁾。かつては銀行窓口から引き出されて個々人の財布の中で携帯されていた現金に代わり、IC カードに読み込まれた電子情報の形で携帯されるのが前者の電子マネーである。後者はインターネットなどを利用して預金通貨の振替を電子的に指示する仕組みである。いずれにしろ、こうした電子マネーの普及は銀行窓口から流出して銀行制度の外に留まる現金が減少することであり、銀行預金の通貨としての流通範囲の拡張である。それはまた銀行にとって支払準備率の低下を意味する。

23) わが国における金融の技術革新による給与振込制度の導入と追加的貸付資金の創造（「現金的信用創造」）に関して、守山昭男（1994）、第8章を参照。

24) 日本銀行金融研究所編（2004）23頁。

VII) 貨幣の受領性と階層構造

これまで見てきたように、現代の信用制度の下ではもはや商品貨幣は流通せず預金通貨と銀行券が流通している。現代銀行券は不換で兌換銀行券とは違って金によって保証されていない。内在的価値のある金貨幣や金との交換を約束されている兌換銀行券と違って、それ自体価値のない紙券が貨幣として流通する根拠が問われている。それに対するもっとも代表的な回答は、「貨幣が貨幣として流通しているのは、それが貨幣として流通しているからではない」という循環論法によるものである。他方で、クナップやラーナーの主張に与する²⁵⁾、いわゆる新表券主義者は貨幣の一般的受領性を国家の国民に対する課税権に求めている。すなわち、国は国民に対し何でもって税金・公課を支払うべきかを宣言することによって貨幣をつくることができる。国民は国に納税するためにはその貨幣を必要とするので受領するといふ²⁶⁾。

こうした表券主義アプローチを手がかりに現代の中央銀行信用の特質、貨幣の受領性と階層構造についてまとめたい。銀行券と当座預金は同じく中央銀行の貸借対照表の貸方に記載されている。中央銀行当座預金はまぎれもなく中央銀行の債務である。当座預金の引き出し要求に対して中央銀行は銀行券による支払でもって応じる。それに対して、同じく貸借対照表の貸方に記載される銀行券は一見すると中央銀行の債務のようにも見えるが、実際には兌換が停止されていて債務の履行が免除されているので債務とはいえない。ましてや発行者ではない政府の債務ともいえない。ここに現代の金融制度の下での中央銀行券の大きな特徴がある。

Wray は、法定不換貨幣を「財、サービス、あるいは資産を購入するため、または政府債務を弁済するために発行される兌換の約束のない政府債務」と定義している²⁷⁾。そして中央銀行券と中央銀行当座預金を区別せずに、法定不換貨幣は通貨（銀行券と硬貨）ならびに銀行準備（すなわち銀行の金庫にある通貨と中央銀行にある銀行預金）からなるとしている²⁸⁾。確かにもともとは中央銀行券も中央銀行当座預金も共に中央銀行の一覧払債務として同じであった。しかし、管理通貨制度の下では不換となった銀行券が格上の存在として中央銀行預金の最終的支払手段として中央銀行の窓口からでてゆくようになった。表券主義アプローチでは、法定不換貨幣は政府による払い出しによって流通界に入り、納税によって回収される

25) Knapp (2003), Lerner (1947)。Rochon and Vernengo は、課税による貨幣の受領性を強調しているのはクナップよりラーナーであるという。(Rochon and Vernengo [2003] p. 59)

26) Wray (1998), Bell (2001)。

27) Wray (1998) p. 12.

28) *ibid.*

と考えられている。しかし現代の金融制度下では中央銀行券はすべて預金の支払として中央銀行の窓口から払い出されるのである。ヘリコプターから散布されるというのは論外にしても、中央銀行が銀行券でもって貸し付けるということはなく、前もって中央銀行による貸出または預金の受け入れによる当座預金の生成があり、その当座預金の払い戻しとして銀行券が引き出される。表券主義アプローチでは銀行券と中央銀行当座預金を同一視することで、現代の信用制度において貨幣の供給が「債務の貸付」と「債務の履行」という二段階のプロセスに分裂するという特質が見失われている²⁹⁾。

貨幣の受領性に関する表券主義アプローチは国際通貨には当てはまらない。たとえば、ドルは1971年の「ニクソンショック」によって金との交換を停止されたが、なお不換のドルが国際通貨として世界から受領されている。しかしドルの受領性はけっしてアメリカ政府の徴税権に基づくものではないことは明白である³⁰⁾。それにもかかわらず、ドルが受領されるのはそれでもってアメリカに対する債務の返済ができるからであり、アメリカから輸入すべき商品があるからである。一般的には貨幣の通用力は第三者が受領してくれるかどうかにかかっているといわれるが、問題はなぜ第三者がそれを受領するのかである。たとえば銀行の一覧払債務である要求払預金が企業によって受領され預金通貨として企業間で流通している。要求払預金が企業によって受領されるのは、まずいつでも現金を引き出せるということと共に、それでもって発行者である銀行に対していつでも借入債務を弁済できるからである。要求払預金の受領性は第三者による受領性にかかっているのではなく、まずは債務発行者の銀行と受領者との関係にかかっている。銀行との間で債権債務関係にある企業はそれでもっていつでも銀行債務を弁済できるので要求払預金を受領するのである。同じく銀行と債権債務関係にある他の企業も同様の理由から要求払預金を受領する。このようにして要求払預金は銀行と取引関係にある企業によって受領されるので、要求払預金は企業間で流通して預金通貨となる。このように信用貨幣の受領性は第三者が受領してくれるから受領されるという循環論から説明されるものではない。

信用貨幣はそれでもって発行者に対する債務を弁済できるので、発行者と債権債務関係にある第三者によっても受領される。その結果、信用貨幣は受領者と発行者の債務の弁済手段としてだけでなく、信用貨幣の発行者と債権債務関係にある関係者間において支払手段として利用される。したがって信用貨幣の流通範囲はその発行者と恒常的な債権債務関係にある関係者の間に限定されるので、要求払預金の流通範囲は企業間の商業流通に限定され、家計部門との一般的流通には広がらなかった。昨今、給与振込制度が導入され、家計部門も銀行

29) 現代信用制度において貨幣の供給が「債務の貸付」と「債務の履行」という二段階のプロセスに分裂するという特質については、川合一郎（1981）197頁を参照。

30) こうした指摘は Gnos and Rochon (2002) p. 42. にある。

に普通預金口座を持つことが一般的になることによって、預金通貨の流通範囲が一般的流通にまで広がる可能性が生まれたのである。

債務証券の流通力はそれが債務の弁済として利用される範囲にかかっている。たとえば一般的には兌換銀行券が受領されるのは、金貨幣との交換が保証されているからであるといわれるが、兌換規定は「伝家の宝刀」のようなもので兌換は最終的な手段であって、銀行券は通常は兌換されずに流通することを目的に発行されたのである。そもそもすぐに兌換されるようであればわざわざ債務証券を発行する意味もないのである。それでは何故そうした債務証券を人が受領するかといえば、それでもって債務の弁済ができるからである。したがって債務証券の受領性はそれが債務の弁済手段として利用される範囲にかかっている。銀行債務は銀行との間で債権債務関係にある関係者の間で流通しても、銀行間における債権債務の決済手段として、および家計部門と企業間における一般的流通手段としては流通しなかった。

企業間における取引は銀行預金でもって決済されるが、企業間取引に伴う債権債務は銀行全体では相殺されても、個々の銀行間においては必ず債権債務の差額が残る。そうした差額はさらに上位の信用貨幣で清算される。そこで銀行間における日々の債権債務の清算には銀行の銀行である中央銀行における当座預金が利用される。中央銀行当座預金は中央銀行の一覧払債務であり、それでもって中央銀行債務を返済できるので、中央銀行当座預金は預金銀行によって受領され、銀行間における債権債務の決済手段として流通する。

財サービスが取引される流通は商業流通と一般的流通に分けられる。預金銀行によって発行される預金通貨は商業流通において流通しながら、一方で銀行券が現金として払い出され一般的流通において流通しつつ銀行に還流してくる。他方で商業流通における企業間の債権債務の差額は最終的に銀行間における債権債務の差額としてあらわれ、銀行間における債権債務の清算には預金通貨より上位の信用貨幣である中央銀行当座預金が用いられた。そして銀行券が中央銀行当座預金ならびに預金銀行の要求払預金の最終的支払手段として銀行の窓口から払い出される。中央銀行ならびに預金銀行の窓口から払い出された銀行券は、一般的流通で流通しながら債務返済または税金の支払として銀行制度に還流する。

銀行券は法貨と規定されるが、表券主義者が主張するように銀行券でもって国に対する税債務を支払うことができるので、銀行券は国民の間で流通する。企業間の商業流通という流通範囲が制限される預金通貨や銀行間の決済手段として流通する中央銀行当座預金と比べ通用範囲が大きいので、銀行券は格上の現金として中央銀行当座預金の最終的支払手段とし中央銀行の窓口から払い出され、さらに預金銀行の預金債務の最終的支払手段として預金銀行の窓口から払い出される。こうして現代の金融制度の下での貨幣の階層構造ができあがる。

信用制度が未発達で金貨幣のみが流通する段階や信用制度が発展して信用貨幣として兌換銀行券が流通している金本位制度下では貨幣は外生的に供給されたが、現代の金交換が停止

された管理通貨制度下では、銀行券は内生的に供給される中央銀行の預金債務の履行という形で供給される。貨幣制度と信用制度の発展のプロセスは外生的貨幣供給が信用貨幣による内生的供給によって包摂される過程であった。その意味で、中央銀行券が一般的流通において金貨幣に代わって流通し、最終的に不換となることで銀行券が中央銀行当座預金と要求払預金の最終的支払手段として銀行制度から払い出されるということによって、信用貨幣による貨幣供給の包摂が完成するといえよう。

参 考 文 献

- Bell, S. (2001), “The Role of the State and the Hierarchy of Money” *Cambridge Journal of Economics*, 25, pp. 149–163.
- Chick, V. (1986), “The Evolution of the Banking System and the Theory of Saving, Investment and Interest” *Economies et Societes*, 20, pp. 111–124.
- Dalton, G. (1982), “Barter” *Journal of Economic Issue*, vol. 16, no. 1, pp. 181–188.
- Foley, D. (1989), “Money in Economic Activity” In Eatwell, J., Milgate, M. and Newman, P. (eds), *The New Palgrave: Money*, New York and London: W. W. Norton, pp. 248–262.
- Gnos, C. and Rochon, L.-P. (2002), “Money Creation and the State” *International Journal of Political Economy*, vol. 32, no. 3, pp. 41–57.
- Grierson, P. (1977), *The Origins of Money*, London: The Athlone Press.
- Hicks, J. (1967), *Critical Essays in Monetary Theory*, London: Oxford (ヒックス『貨幣理論』江沢太一・鬼木甫訳, 東洋経済新報社, 1972年)
- Kiyotaki, N. and Wright, R. (1992), “Acceptability, Means of Payment and Media of Exchange” In Eatwell, J., Milgate, M. and Newman, P. (eds), *The New Palgrave Dictionary of Money and Finance 1*. New York and London: W. W. Norton, pp. 3–6.
- Knapp, G. ([1924] 2003), *The State Theory of Money*, San Diego, CA: Simon Publications (クナップ『貨幣国定学説』宮田喜代蔵訳, 有明書房, 1921年, ドイツ語版からの翻訳)
- Laidler, D. (1987), “Fiat Money” in Eatwell, J., Milgate, M. and Newman, P. (eds), *The New Palgrave: Money*, New York and London: W. W. Norton, pp. 20–21.
- Lerner, A. (1947), “Money as a Creative of the State” *American Economic Review*, vol. 37, no. 2, pp. 312–317.
- Lochon, L.-P. and Vernengo, M. (2003), “State Money and the Real World: or Chartalism and Its Discontents” *Journal of Post Keynesian Economics*, vol. 26, no. 1, pp. 57–67.
- Mehrling, P. (2000), “Modern Money: Fiat or Credit” *Journal of Post Keynesian Economics*, vol. 22, no. 3, pp. 397–406.
- Minsky, H. (1986), *Stabilizing an Unstable Economy*, New Haven: Yale University Press (ミンスキー『金融不安定性の経済学』吉野 紀・浅田統一郎・内田和男訳, 多賀出版, 1989年)
- Niggle, C. (1990), “The Evolution of Money, Financial Institutions, and Monetary Economics” *Journal of Economic Issues*, vol. 24 no. 2, pp. 443–450.
- Schumpeter, J. ([1954] 1997), *History of Economic Analysis*, London: George Allen & Unwin. (シュンペーター『経済分析の歴史1～7』東畑精一訳, 岩波書店, 1955年～1962年)
- Smithin, J. (ed.), (2000), *What is Money?*, London and New York: Routledge.
- Withers, H. (1916), *The Meaning of Money*, London: John Murray.
- Wray, L. (1998), *Understanding Modern Money: The Key to Full Employment and Price Stability*. Northampton, MA: Edward Elgar.
- . (2003), “Seigniorage and Sovereignty?” in Rochon, L.-P. and Rossi, S. (eds), *Modern Theories of Money*, Cheltenham, UK: Edward Elgar, pp. 84–102.

金融制度の発展と貨幣の受領性

アリストテレス『政治学・経済学』山本光雄訳・村川堅太郎訳、岩波書店、1969年（アリストテレス全集15）

アリストテレス『ニコマコス倫理学』加藤信朗訳、岩波書店、1973年（アリストテレス全集13）

岩井克人『貨幣論』筑摩書房、1993年。

川合一郎『川合一郎著作集 第5巻』有斐閣、1981年。

『川合一郎著作集 第6巻』有斐閣、1982年。

館龍一郎・浜田宏一『金融』岩波書店、1972年。

日本銀行金融研究所編『新しい日本銀行：その機能と業務（増補版）』有斐閣、2004年。

守山昭男『銀行組織の理論』同文館出版、1994年。